

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三島市長 豊岡武士

市町村名 (市町村コード)	三島市 (22206)
地域名 (地域内農業集落名)	中郷地区 (安久、御園、梅名、玉川、平田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和4年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、三島市南部に広がる平地であり、市街地に囲まれた農地である。用水路が整備された農地では水稲が栽培され、一部で施設園芸がみられる。  
 兼業農家や、退職後の就農者が多いが、70歳定年の努力義務化により、今までのように退職後に就農することが難しくなり、農業に携わる者が減少することが予想される。  
 耕作条件の良い農地は担い手へ集積が進んでいるが、水路やコンクリ畦畔の老朽化により水の出入りが悪い農地、区画や農道が狭い農地、軟弱地盤農地では大型機械が使用できないため遊休農地化が懸念される。  
**【地域の基礎的データ】**  
 農業者:217名(うち農業を担う者:43名(うち認定農業者:19名))  
 面積:70.0ha(うち、田64.9ha 畑5.1ha)  
 主な作物:水稲、イチゴ、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲をメインに、収益性の高いイチゴやトマトなどの施設園芸を行う。  
 6次産業化や海外販路の可能性について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で農業上の利用が行われる区域を基本とし、幹線道路・工場などに隣接する農地の一部を除いた区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
病気やケガなどの事情で営農の継続が困難になった場合には、速やかに農業を担う者へ集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の集約化を目指し、農地の貸し借りは農地中間管理機構を通じ行うものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化、用排水路、暗渠排水の整備など大型機械が使用できる農地整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や各種補助事業を活用して既存農家や集落営農の経営力向上を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できるものがあるかどうか引き続き検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②地域ブランドの向上や販路拡大のため、水稻の有機栽培の可能性を検討する。
- ③一部の農地でICT水田水管理システムを導入している。効果を確認し、他の農地への導入も検討する。ドローンによる農薬散布や、除草ロボットの導入の可能性を探る。
- ⑩他市への転出や、未相続などにより所有者不明農地が発生しないよう、優良農地の見回りを継続的に行う。